

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	北会津地区(館・出尻)	令和3年3月25日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	41.31 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.18 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	5.49 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.49 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.00 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>■人 ○集落の認定農業者は法人が1経営体のみ。 ○地域の中心経営体として、農業法人が設立されている。しかしながら、農業法人の従事者を含め高齢化が顕著であることから、新規就農者や若手従業者の確保していく必要がある。</p> <p>■農地 ○会津若松市の西側に位置し、高低差が少ない地域である。 ○畑地の管理・集積について、将来的な見通しがたっていない。 例えば、畑作物の機械化が困難であることや収益性に問題があること。また、パイプハウスのパイプ等が放置されているなど、耕作条件の悪い畑地であることが原因と考えられる。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】 ○すでに農地の大半を担い手である法人に集積している。 ○兼業農家が今後も継続して農業に従事できるよう、地域の中心経営体である法人が作業受委託等によるサポート体制を構築していく。 ○それでも離農を希望する場合、中心経営体である農業法人において集落農地の受け皿となっていく。</p>
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 農地貸し付け等の意向

○年一回程度、プラン内容について協議を行い、離農や経営転換などの営農意向を確認していく。
○出し手が農地を貸し出すにあたり、賃借料について懸念するこれがあることから、地域の賃借に関する情報の提供していく。また、中心経営体においては、収益向上や各種制度の活用によって賃借料の維持を図るよう経営努力に努める。

② 作物生産に関する取組

○水田については、中心経営体に集積が進んでいる状況にあるが、畑地の集積が進んでいないため、集落や中心経営体における協議を継続していく。

③ 後継者育成について

○農業法人は今後の経営継続を図るため、ハローワーク等による募集をはじめとした若手従業員の確保の取り組みを行う。また、新規に就農を希望する者がいる場合は、中心経営体や集落全体で支援していく。

④ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

○農地の維持・保全を図るため、多面的機能直接支払制度に集落として可能な限り継続して取り組む。
○中心経営体への集積を図りながらも、活動組織の組織や役割分担など、集落全体で農地の維持・管理する体制を協議していく。
○農地の多面的な機能を維持していくため当該制度に継続して取り組んでいく。
○組織体制についても、全面積を担い手だけで維持管理していくことは困難であることから、地域内の農家・非農家を問わず全員が参加する組織を継続していく。
○また、多面的機能支払制度のみでなく、集落内の役員等の選出など、集落における基本的機能についても、将来的に維持困難になることが想定されることから、周辺集落との協力体制や行政区の広域化など、協議を継続していく必要がある。

⑤ 農地・農地資源等の利活用について

○集落内の耕作放棄地の解消について、可能な限り集落内で話し合いを重ね、パイプハウス等農業資源についても、利用できるものは利活用していけるよう検討していく。